

問10

防火地域

1. 防火地域・準防火地域において耐火建築物でないといけないのはどのような建物か
2. 防火地域および準防火地域で防火措置が必要なのはどういった設備についてか3つ答えよ
3. 防火地域のみで防火措置が必要なのはどういった設備についてか2つ答えよ
4. 防火壁によって有効に区画しなければならないのはどういった場合か
5. 防火地域および準防火地域の屋根はどのようにしなければならないか

## 解答

## 防火地域

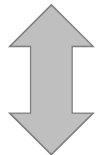
- 防火地域では階数3階以上（地階を含む）延べ面積1000㎡超  
準防火地域では地上階数4階以上（地階含まない）延べ面積1500㎡超  
の場合、耐火建築物出ないといけない
- 防火地域と準防火地域どちらについても防火措置が必要なのは「屋根」「外壁の開口部」「隣地境界線に接する外壁」の3つである
- 「屋上に設けるのも」「高さ3mを超える看板など」は防火地域のみで防火措置が必要
- 木造建築物のような耐火・準耐火建築物でなく、かつ延べ面積が1000㎡を超える建築物は防火壁が必要
- 防火地域および準防火地域の屋根は不燃材料でつくるか葺きつければよい。屋根を耐火構造にしなければならないという規定はない

### ポイント整理

### （準）防火地域における耐火建築物の覚え方

「**盆栽は良い子たい**」 これ以上のもの、これを超えるものが耐火建築物にしなければならない

盆栽は	良い子	たい
(防火) (3階) (1000㎡)	(4階) (1500㎡)	(耐火建築物)
防火地域	準防火地域	



両者が混同しないために「盆栽」の「ぼ」は防災の「ぼ」と覚えておくこと

### ポイント整理

### 建築確認が必要な建物

●都市計画区域外、準都市計画区域外で建築確認が必要な建物 P20参照

「**産後の父さん、苦しい夫婦**」

産(3) 後(500) の父さん(13)、苦しい(9)	夫婦(2) (2)
木造建築物	木造以外の建築物